

倉健発第92号
平成22年4月9日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年4月1日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同日より施行されることとなりましたのでご通知申し上げます。

改正内容は下記の通りですので、被保険者への周知方宜しく申し上げます。

記

1. 高額療養費の算定方法について

高額療養費の算定について、旧総合病院においては診療科ごとに別個の保険医療機関として取り扱っていましたが、平成22年4月以降、病院単位で診療報酬明細書(レセプト)を作成する取扱いになることから、高額療養費の算定についても病院単位で行うことになりました。

2. 高額療養費の算定基準額並びに高額介護合算療養費の介護合算算定基準に関する経過措置について

70歳以上75歳未満の方について、平成20年4月より一部負担割合が1割から2割に引き上げられたものの、急激な負担増を緩和するため平成23年3月31日までは1割負担に据え置かれました。

これに伴い、高額介護合算療養費の介護合算算定基準額についても、平成22年7月31日まで負担軽減措置がとられていましたが、平成22年8月1日から平成23年7月31日まで延長されることになりました。

(図表1) 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

	1か月に支払った通院の一部負担(個人ごと)		同一世帯全員の一部負担の合計額
	II	I	
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上等)	44,400円		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
※一般	12,000円		44,400円
低所得者	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

※上記図表の一般区分(網掛け部分)については、軽減特例措置を受けての限度額です。

(図表2) 高額介護合算療養費の自己負担限度額

		70歳以上75歳未満の人のみの世帯	70歳未満の人を含む世帯
上位所得者 (現役並み所得者)		67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般		※56万円(75万円)	67万円(89万円)
住民税 非課税	低所得者II (年収80万円以下)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
	低所得者I (住民税非課税)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※高額介護合算療養費は平成20年4月に新設された制度で、初年度である平成20年度については16カ月(平成20年4月1日~平成21年7月31日)で計算するため、()内の限度額になります。

※上記図表の一般区分の70歳以上75歳未満の人のみの世帯(網掛け部分)について、今回の特例措置により、本来62万円の限度額が56万円に軽減されます。